

V 環境と調和した社会づくり

1 大気、水環境等保全対策の推進

(1) 環境保全対策

ア 環境関連施設

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法および福井県公害防止条例に基づく環境関連施設の届出状況は、表1～表7のとおりです。

届出施設の内訳は、大気汚染防止法では冷暖房用等のボイラーが約6割を占め、水質汚濁防止法では旅館業や紙製造業の用に供する施設および眼鏡製造業の用に供する電気めっき・表面処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法では小型の廃棄物焼却炉が多くなっています。また、福井県公害防止条例に基づき、特定工場およびばい煙・汚水・炭化水素類に係る特定施設が届出されています。

表1 ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で電気事業法施設を含む） H21.3.31 現在

施設種類	1項		5項		6項		9項		10項		11項		13項		19項		29項		30項		31項		合計	
	ボイラー		金属溶解炉		金属加熱炉		焼成炉溶解炉		反応炉		乾燥炉		廃棄物焼却炉		塩素反応施設		ガスタービン		ディーゼル機関		ガス機関		工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
鯖江市	41	116	1	1			1	1			3	7	2	3			2	2	8	9			50	139
越前市	70	136	1	1	2	4	11	66	1	9	8	13	4	5	1	3	2	2	13	21			99	260
池田町													1	1									1	1
南越前町	3	5									1	2							3	8			7	15
越前町	14	20					4	8			1	1							2	2	1	1	21	32
合計	128	277	2	2	2	4	16	75	1	9	13	23	7	9	1	3	4	4	26	40	1	1	180	447

表2 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で鉱山保安法施設を含む） H21.3.31 現在

施設種類	2項		3項		4項		5項		合計			
	堆積場		ベルトコンベア		破砕機・摩砕機		ふるい		工場数	施設数		
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数		
鯖江市		5		8		2		2		6	12	
越前市	4	4	4	4	4	17	4	12	2	3	5	36
南越前町	3	6	2	6	2	16	2	12	1	4	3	38
合計	12	18	8	35	8	26	3	7	14	86		

表3 揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法関係） H21.3.31 現在

施設種類	1項		3項		5項		7項		合計	
	化学製品の製造の用に供する乾燥施設		塗装の用に供する乾燥施設		接着の用に供する乾燥施設		印刷の用に供する乾燥施設		工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
鯖江市					2	7	1	1	3	8
越前市	1	7	1	1					2	8
合計	1	7	1	1	2	7	1	1	5	16

表4 特定施設設置事業場届出状況（水質汚濁防止法関係）

H21.3.31 現在

施設種類		排水区分	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1の2	畜産農業またはサービスの用に供する施設	50以上						
		50未満	1	3				4
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満						
3	水産食料品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満				1	6	7
5	みそ、しょう油などの製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	3	2		1	1	7
8	パン、菓子の製造業または製あん業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3			1	4
9	米菓またはこうじ製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	1	2				3
10	飲料製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	5	5		4	3	17
11	動物系肥料または有機質肥料の製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
16	めん類製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3				3
17	豆腐の製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	5	4				25
19	繊維製品製造業・加工業の用に供する施設	50以上	7	4		2	14	11
		50未満	6	14				20
21	化学繊維製造業の用に供する施設	50以上	1					1
		50未満						
21の2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	50以上						
		50未満		1				1
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	50以上						
		50未満		1				1
23	バルブ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	50以上	1	19				20
		50未満		49				49
23の2	印刷業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設	50以上						
		50未満	2	2				4
27	25,26号に掲げる以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満						
32	合成染料等製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満						
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上		2				2
		50未満	1					1
47	医薬品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		2				2
49	農薬製造業の用に供する混合施設	50以上						
		50未満	1					1
51の3	衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	50以上						
		50未満					1	1
54	セメント製品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	2	1			1	4
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	50以上	1	1		1		3
		50未満	4	3	5	1	2	15
59	砕石業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3	1		1	5
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	50以上						
		50未満	1		1			2
64の2	工業用水道施設の洗浄施設	50以上	1	1				2
		50未満						
65	酸、アルカリによる表面処理施設	50以上		3	2		1	6
		50未満	8	7	1		3	19
66	電気めっき施設	50以上	6	1				8
		50未満	16				2	18
66の2	旅館業の用に供する施設	50以上	1	1		1		3
		50未満	15	40	2	43	56	156
66の3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	50以上						
		50未満					1	1
66の4	弁当仕出屋・弁当製造業のちゅう房施設	50以上						
		50未満	2					2
66の5	飲食店に設置されるちゅう房施設	50以上						
		50未満		1				1
67	洗濯業の用に供する施設	50以上					1	1
		50未満	4	7				11
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	50以上						
		50未満		2				2
71	自動車両洗浄施設	50以上						
		50未満	20	24	1		4	49
71の2	科学技術の試験研究機関の施設	50以上	1					1
		50未満	2	3			1	6
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	50以上						
		50未満	1	2				3
71の4	産業廃棄物処理施設	50以上						
		50未満		1				1
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる洗浄施設	50以上						
		50未満	2	1				3
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる蒸留施設	50以上						
		50未満	1					1
72	し尿処理施設	50以上	7	16	1	5	9	38
		50未満	1					1
73	下水道終末処理施設	50以上	1	2	1	2	3	9
		50未満						
74	特定事業場から排出される水の処理施設	50以上	1	2				3
		50未満						
合計		50以上	28	56	4	9	15	112
		50未満	103	189	11	53	96	452

(注) 2以上の業種を兼業する特定事業場については、代表業種のみを計上した。
 上段：排水量50m³/日以上の事業場数 下段：排水量50m³/日未満の事業場数

表5 特定施設設置届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法関係）

H21.3.31 現在

施設種類	廃棄物焼却炉										合 計	
	2 t 以上 ～ 4 t 未満		200kg 以上 ～ 2 t 未満		100kg 以上 ～200kg 未満		50kg 以上 ～100kg 未満		50kg 未満、 0.5m ² 以上			
市町名	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数
鯖江市	1	2	1	1	5	7					7	10
越前市	2	3	3	3	2	2	3	3			10	11
池田町	1	1									1	1
越前町					3	3					3	3
合 計	4	6	4	4	10	12	3	3			21	25

表6 特定工場届出状況（福井県公害防止条例関係）

H21.3.31 現在

市町名	大気・水質特定工場	大気特定工場	水質特定工場	合 計
鯖江市		2	1	2
越前市		1	1	3
越前町		0	0	1
合計		3	2	6

表7 特定施設設置事業場届出状況（福井県公害防止条例関係）

H21.3.31 現在

市町名	ばい煙に係る 特定施設	汚水に係る 特定施設	炭化水素類に係る 特定施設	合 計 事業場
鯖江市	13	1	1	14
越前市	11	1	3	15
南越前町	0	0	2	2
越前町	2	0	0	2
合計	26	2	6	33

イ 環境関連施設指導

環境関連施設に対する指導状況等は表8のとおりであり、計画的に立入検査および排ガス・排出水の行政検査を行っており、改善が必要な事業場に対しては行政指導を行っています。

また、アスベスト吹付け材等が使用された建築物の解体等工事について、特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出受理時に作業基準が適正に遵守されるよう審査・指導を行うとともに立入検査を実施しています。

表 8 環境関連施設指導状況等

平成 20 年度

項目		立入事業場数	行政検査件数	行政指導件数	
					改善命令
大気汚染防止法	ばい煙等発生施設	55	4	0	0
	特定粉じん（アスベスト）排出等作業	16	0	0	0
水質汚濁防止法	特定施設	77	48	10	0
ダイオキシン類対策特別措置法	大気特定施設	24	2	4	0
	水質特定施設	4	0	0	0
合計		176	54	14	0

ウ 環境把握

県では、環境基準等の定められた物質に係る環境汚染状況を把握するため、地下水の水質調査およびダイオキシン類の環境調査を行っており、センターでは、当該調査の地点選定および試料採取を行っています。

(ア) 地下水の水質調査

県の「公共用水域および地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、表 9 のとおり概況調査および汚染地区に係る定期モニタリング調査を行っています。

なお、平成 20 年度の概況調査の結果で新たな汚染は見つかりませんでした。

表 9 地下水質調査概要

平成 20 年度

調査区分	市町名	地区名	汚染物質	調査地点数	調査区分	市町名	地区名	汚染物質	調査地点数
概況調査	鯖江市	持明寺町		1	定期モニタリング調査	鯖江市	豊地区	トリクロロエチレン	3<1>
	鯖江市	本町 4 丁目		1			神明南部地区	トリクロロエチレン	4<2>
	鯖江市	西袋町		1			神明南部地区	シス-1, 2-ジクロロエチレン	4
	越前市	吉谷町		1			水落地区	六価クロム	1<1>
	越前市	国兼町		1			水落地区	硝酸性窒素	2
	越前市	曾原町		1			本町地区	テトラクロロエチレン	5<2>
	越前市	春日野町		1			横越地区	テトラクロロエチレン	2
	越前市	勝蓮花町		1			立待地区	トリクロロエチレン	12<2>
	池田町	岩本		1			立待地区	1, 1-ジクロロエチレン	12<1>
	南越前町	寺谷		1			上河内地区	トリクロロエチレン	1
	南越前町	西大道		1			筋生田地区	トリクロロエチレン	2<1>
	南越前町	古木		1			筋生田地区	シス-1, 2-ジクロロエチレン	2
	越前町	西田中		1			神中地区	トリクロロエチレン	1
	越前町	樫津		1			越前市	吉野地区	トリクロロエチレン
				北府地区		テトラクロロエチレン		4<1>	
				大虫地区		トリクロロエチレン		4	
				王子保地区		トリクロロエチレン		7	
				王子保地区		シス-1, 2-ジクロロエチレン		7<1>	
				米口地区		トリクロロエチレン		2	
				塚地区		砒素		2<2>	
				長尾地区		砒素		1	
				家久地区		総水銀		8<1>	
						砒素		8<1>	
						ベンゼン	8<3>		
				越前町		小曾原 1 区	トリクロロエチレン	2	
						小曾原 3 区	トリクロロエチレン	2	

< >は、基準超過井戸数

(イ) ダイオキシン類の環境調査

ダイオキシン類について、大気、水質、底質、地下水および土壌の環境調査を行っています。
平成 20 年度の調査結果は表 10 のとおりであり、大気、河川水質、地下水質および土壌について全て環境基準を下回っていました。

表 10 ダイオキシン類環境調査結果

平成 20 年度

調査項目	調査地点		測定値	県平均値 (最小～最大)	環境基準	備考
大気 <pg-TEQ/m ³ >	一般地域	越前市平出	0.019	0.025 (0.019～0.035)	0.6	年 4 回の 平均値
	廃棄物焼却 施設周辺	鯖江市杉本町	0.017	0.023 (0.017～0.029)		
河川水質 <pg-TEQ/L>	浅水川	天神橋	0.081	0.30 (0.063～1.4)	1	
地下水質 <pg-TEQ/L>	廃棄物最終 処分場周辺	越前町天谷	0.065	0.063 (0.062～0.065)	1	
		越前町宝泉寺	0.063			
		越前市広瀬町	0.064			
土壌 <pg-TEQ/g>	廃棄物焼却 施設周辺	鯖江市御幸町	0.0019	2.7 (0.0019～16)	1000	
		鯖江市神中町	0.088			

注) 1 pg (ピコグラム) とは、一兆分の一グラムのこと

2 TEQ (毒性等量) とは、ダイオキシン類としての毒性を評価するため、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とし、その他の化合物の毒性の強さを 2,3,7,8-TCDD に換算し、それらの濃度を足し合わせたもの

(2) 環境異常時対応

ア 大気

大気に係る環境異常として、大気中のオキシダント濃度が上昇することにより発生する光化学スモッグがあり、「福井県光化学スモッグ対応マニュアル」により緊急時の対策を定めています。

管内では、光化学スモッグ注意報 (オキシダント測定値 0.12ppm 以上) 等を発令した事例はありませんが、発令があった場合には、当センターから医療機関や福祉施設に対し、屋外での活動自粛や体に異常を感じた場合の医療機関での受診について連絡通報する体制をとっています。

イ 水質

平成 20 年度において発生した河川への油流出事故および魚へい死事故等の件数は表 11 のとおりです。水質異常時の対応として、国・県・市町の河川部局、環境部局等と警察機関および消防機関との連携を図り、水質異常の早期発見、早期対応に努めています。

表 1 1 水質事故等件数

平成 20 年度

項 目	油流出事故		魚へい死事故		その他		合 計	
鯖江市	7	(3)	0	(0)	1	(0)	8	(3)
越前市	3	(2)	1	(0)	1	(0)	5	(2)
池田町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
南越前町	0	(0)	0	(0)	2	(0)	2	(0)
越前町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
合 計	10	(5)	1	(0)	4	(0)	15	(5)

() は、事故原因が特定できた件数

(3) 苦情処理

近年の廃棄物や環境に対する関心の高さから廃棄物・環境保全に係る苦情が数多く寄せられており、関係市町と連携して対応しています。

苦情件数は表 12 のとおりであり、野外焼却や水質汚濁に関するものが多くなっています。

表 1 2 苦情件数

平成 20 年度

項 目	苦 情 内 訳									合 計
	廃 棄 物			環 境 保 全						
	野 外 焼 却	不 法 投 棄	小 計	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	小 計	
鯖江市	5	2	7		8			1	9	16
越前市	7	2	9	4	5			1	10	19
池田町										0
南越前町					2				2	2
越前町	2	1	3		1				1	4
合 計	14	5	19	4	16			2	22	41